委第4号議案

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を次のとおり提出する。

令和6年9月12日

提出者 議会運営委員長 黒田 健祐

つくば市議会会議規則の一部を改正する規則

つくば市議会会議規則(昭和62年つくば市議会規則第1号)の一部を次のように改正する。

第68条の見出し中「起立」を「起立等」に改め、同条に次の2項を加える。

- 3 第1項及び第73条第2項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。
- 4 電子採決システムにより表決を採る場合において、問題を可とする議員は賛成 のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。この 場合において、議長が表決を確定する宣告をした時点でいずれのボタンも押して いない議員がいるときは、当該議員は棄権したものとみなす。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

(提案理由)

電子採決システムによる表決を本会議においても実施可能とするため、必要事項 の改正を行うもの。

つくば市議会会議規則(昭和62年つくば市議会規則第1号)新旧対照表

改正後	改正前
第1条—第67条 (略)	第1条—第67条 (略)
(<u>起立等</u> による表決)	(<u>起立</u> による表決)
第68条 (略)	第68条 (略)
2 (略)	2 (略)
3 第1項及び第73条第2項の規定にかかわらず、議長が必要があると認めるときは、電子採決システムにより表決を採ることができる。	
4 電子採決システムにより表決を採る場合において、問題を可とする議員は賛成 のボタンを、問題を否とする議員は反対のボタンを押さなければならない。この 場合において、議長が表決を確定する宣告をした時点でいずれのボタンも押して いない議員がいるときは、当該議員は棄権したものとみなす。	
第69条 (以下略)	第69条 (以下略)